

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年3月24日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1番 迎 幸枝	2番 欠 席	3番 福田 光宏
4番 出口 武美	5番 林田佐知雄	6番 山口 壽博	7番 欠 席
8番 面田 博之	9番 入江 政幸	10番 川井 一生	11番 森田 誠
12番 清心美由紀	13番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
(1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
5. 議 事
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第49号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他
令和5年度 最適化目標について

事務局長	<p>定刻より前ですけれども、今日出席予定の皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。令和4年度最後の総会となります。本日は2番の宮脇委員さん、7番の森委員さんをご欠席でございます。その他の皆さんは出席でございます。では会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名委員の指名についてということで、10番の川井委員、それから11番の森田委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。4番、報告事項(1)農地の合意解約についてという事で事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。1件です。彼杵宿郷2344、2348-1、畑、面積合計が5,129㎡。農地法3条で平成28年7月から令和8年7月まで契約をしておりましたけれども、令和5年3月10日付で解約という事で、理由としては、第三者への貸借をするためです。今度借り受けてミカンを生産したいという事で、こちらの貸し借りについてはまた別の書類で出させていただいています。中間管理機構を通じてという事で、議案の方はまた後で出てくる事になります。場所につきましては4ページに位置図を付けております。以前、利用状況調査の折に、目揃え会をしてたところなんですけれども、夏はちょっと荒れて、冬に玉ねぎを生産されている、長崎部品の近くの圃場になっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。場所はだいたい分かるかなと思いますけど、この件に関しまして、皆さんからご意見とかなければ次に進みますけど、何かありますか。後が決まっている解約ですので、問題ないかと思っております。進ませてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは先に進めさせていただきます。引き続き5番の議事の方に入りたいと思います。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてという事で、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件です。所有権移転、売買です。瀬戸郷272-1、田1筆143㎡、右の方、申請事由に書いておりますけれども、1年前、令和4年3月に農地法第3条で使用貸借の許可を出しております。2a未満の農業用倉庫(転用許可不要)を建てており、貸人より土地自体を買ってこないかのご相談があったという事で、申請書が出されました。売買で1筆10万円となっております。場所につきましては6ページに書いております。航空</p>

	<p>写真の下の方で、赤枠で囲んである所が申請地です。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。地元の委員の林田委員さん、何か補足とかございましたらお願いしたいと思いますが。</p>
<p>林田委員</p>	<p>5 番の林田です。この件について、譲受人の親御さんの方からうちの家に来られて、親御さん達から、残りの土地を買いたいという相談がありました。小屋も、その周辺の地区は全部、子供もいっしょにいないし、もう誰もいないという事で、譲受人が全部管理をされておられるという事でした。だからもういっそのこと買っておこうかなという事で相談を受けました。それで、農業委員会の方に出す書類を出してくださいという事で、後日、出しましたという話がありました。特に、近隣の迷惑もないし、それで息子さん達が二人おられるんですけど、もう高齢で出来ないという事で、その辺りを、ちょこちょこ来て、草払いとか、ほうきとかされておられます。特に問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この件につきまして、皆さん方からご質問ご意見、または補足等ありましたらお受けしますが、何かないでしょうか。ないようですので、採決の方に入りたいと思いますが。この件に関しまして許可相当という事で許可、よろしいとされるのであれば挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全会一致という事で、許可する方向で進めさせていただきたいと思います。続きまして、議案第 49 号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>7 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。1 件です。蔵本郷 1291-1、田、1 筆 1,140 m²。使用貸借権の設定です。アスパラガスを生産中という事で、ハウスが建っている圃場でございます。期間は 5 年間。契約更新という事で、ちょっと期限は過ぎたんですけど、4 月 9 日に終期をむかえて、また新たに 5 月 10 日から 5 年間の契約となっております。場所につきましては 8 ページに記載しております。下三根のグラウンドの近くのハウスになっているんですけども、ずっとアスパラを生産されている所でございます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。継続という事で特段問題はないかと思いますが、地元委員さんから補足とか、森田委員さん何かありましたらお願いしたいと思いますが、大丈夫ですか。皆さん方からご質問ご意見等ありましたらお受けしますが、何もありませんか。</p> <p>「はい」の声</p>

議長	<p>ないようでしたら採決に入りたいと思います。議案第 49 号に対しまして、問題ないと、賛成という事で認めていただける方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全会一致で許可する事という方向で進めさせていただきたいと思います。引き続き、議案第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてということで、2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。転用の申請となっております。1 件目からまずご説明します。駄地郷 979、田 1 筆、173 ㎡、農振農用地から農振地域に、農用地が除外されたという事で、令和 5 年 2 月付で変わっております。転用の事由につきましては、来客用の駐車場として利用するためという事で、備考には令和 4 年 10 月総会で、農用地からの除外を協議しております。同時に、その時に家の横を資材置き場に転用するという内容もあったので、現地調査はその時に合わせて完了しております。今回は駐車場 3 台分の転用となっております。10 ページをご覧ください。高峰公民館のすぐ近くです。航空写真の下の 978 番の方が、ご自宅になります。その上の田んぼの、ちょっと小さい 173 ㎡分、ここを来客用の駐車場として使いたいというふうになっております。11 ページが現況の写真ですね。979 というところが申請地で、すぐ上には水路が通っているんですけども、特に支障はないかなという感じでした。この写真を撮りに行った時、確かに車がいっぱい路肩に止まって、来客が多いんだなと思いました。12 ページが許可の申請書となっております。農用地の除外の際にも、話したのとほぼ一緒の内容なので、説明は省略します。13 ページが被害防除計画書ですね。現状のまま利用すると、『周辺地との境界線上には既に石積みを設置されており、被害の恐れはない。』『駐車場用地として利用し、排水は行わないため周辺地に被害の恐れはない。』こういう感じでほぼ何も触らないという事で、被害の恐れもありませんという内容になっています。14 ページが構図ですね。黄色の所が申請地で、上の所にちょっと水路があるんですけども、後は道路に含まれているような土地となっております。15 ページが駐車場の利用計画という事で、来客用という事で、黄色の線で引いている所なんですけれども、駐車可能台数が 3 台、申請面積が 173 ㎡、個人・事業用という事で、軽／普自動車 3 台分という事で 16 ページに、こういう配置で 3 台停めますという計画になっております。形が少しびつであったり、法面みたいなところがあったりして、3 台ぐらいしか止められないというような計画になっております。17 ページは、代替地を一応検討したけれども、ありませんでしたというような書面になっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今事務局から説明がありましたように、昨年の 10 月 26 日に、その下の申請地のあるときに、一緒に現地の確認もしたと思います。そういう事で、この件に関しまして何か質問とかあれば、問題の方お受けしますけども、補足とか説明とか、ご意見とかありましたら、お受けしますけども、何かないでしょうか。</p>

議長	地元委員さんも林田委員さんも何もないですかね。
	はい
議長	その他ないようでしたら採決に入りますけどよろしいでしょうか。
	「はい」の声
議長	議案第 50 号の 1 番の方ですね、1 番の方に関しまして、許可相当と、認められる方は挙手を持ってお願いします。 ありがとうございます。全会一致で許可相当という事で県の方へ進めさせていただきたいと思います。それでは 2 番にいきます前に、森推進委員さん退室していただいてよろしいでしょうか。
	(森武敏推進委員退席)
議長	引き続き、議案第 50 号の 2 番の方につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	9 ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。2 番目ですね。蔵本郷 550、551-1、548-1、3 筆、合計で 1,713 ㎡。譲受人が蔵本のセブンイレブン裏の宅地造成をされている業者さんとなっています。特定建築条件付住宅 7 区画という事で、分譲住宅地を作るという内容となっております。ページ飛びますけれども、18 ページですね。赤枠で囲んでいる所です。548-1 は、今、もう何もないような状況なんですけれども、551-1 と 550 はミカンが作られているような状況です。右の方にも写真を付けております。次 20 ページが申請書ですね。さっき説明した内容とほぼ一緒なんですけれども、宅地造成で、戸建て住宅を 7 棟、そして真ん中に道路が 1 本入るという事で予定されております。あと 1 番下に併用地という事で、面積は小さい 11.25 ㎡ですけれども、548-4、地目が宅地ですね。こちらを併用して使うとなっております。被害防除計画書が 21 ページです。盛土最高 1.6m、切土が最高 0.3m。擁壁を設ける。『外周部にはコンクリート擁壁を設置するため周囲への土砂流出等被害の恐れはありません。』となっております。『雨水排水は前面道路排水及び西側排水路に放流します』となっております。次 22 ページ、公図ですね。黄色の所が申請地なんですけれども、551-1、縦長の圃場ですね。と 552-1、その上の小さい圃場ですけれども、その間から、右下に向かってずっと防風林があります。そこに沿って水路があるという事で、防風林で全然中身は見えなかったんですけれども、その水路を田んぼに、田んぼの排水とかも出るかなという事で、活かしておいてくださいねというような事を現地立会いで話しております。23 ページが事業計画書ですね。計画平面図のとおり、東彼杵町蔵本郷字大安に宅地 7 区画を造成し建売販売する。宅地 7 区画、道路 1 路線を造成し、戸建て住宅 7 棟を計画する。東彼杵町の中でも国道 205 号線隣接地域は、住宅の需要が多いと。申請地は、大

	<p>村市や佐世保市に通じる幹線道路に近接していることから通勤の利便性が良く、また、商業施設や、保育園・小中学校にも近く、子育て等の利便に優れており住宅地として最適であるため、土地所有者様に土地譲渡のお願いをしたところ、承諾を頂けたため、今回の申請に至りました。24 ページ、土地利用計画図という事で、縦に見ていただいて、左側と下側が町道になっております。4 戸と 3 戸宅地が出来るんですけども、その間に入っているのが新しくできる道路という事になっております。25 ページが断面図ですね。南側からちょっと上に上がっていくような道路になっていきますので、それに合わせてだんだんが少しできるというような断面図になっています。26 ページですけども確約書という事で、基本的に宅地の造成だけの転用はダメという事で、家を建てる約束のもと、宅地を造成すると。買う人がいなかった場合は事業主さんで必ず建てるというような約束の書類になっております。黄色で線を引いておりますけども、農地転用事業者は、農地転用許可に係る申請地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。という事で、27 ページの平面図、立面図につきましては、もし売れなかった場合に業者さんが建てる場合はこういうのを建てますよっていうものになっております。最後 28 ページですけども、隣接地の同意を得られております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この件に関しましてはですね、本日朝から現地確認を行っております。地元委員であります森田委員さん補足等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>森田委員</p>	<p>11 番の森田です。朝から会長、事務局と当番の迎さん含めて、現地確認を行いました。19 ページの写真のように、道路面に対しては、構造物がありますので、境界は崩していくという事で、壊して、枝番の 1 番になっているのが、ここは防火水槽になるんで関係ないんですけど、ただ田んぼ側の方に防風林があるわけですけど、ここに 20 cm か 30 cm 幅ぐらいの側溝が埋まっている訳でして、ですからその排水とかを確実にしてもらえればという事で、見てきたわけですけど、また、障害はないという事で確認してまいりました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。本日は迎委員さんも一緒に見ていただきましたけれども、何か補足とかありましたらお願いします。</p>
<p>迎委員</p>	<p>2 番の迎です。森田委員さんが言われたとおり問題ないかと思います。事務局から言われたように防風林ですかね。それがぐるーとあって、中が全く見えなかったんですけども、後々これは全部伐採されると言われたので、後で綺麗になると思います。後は問題ないかと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。今説明があったとおりですね。特段問題はないかなという、丁度くびられた状態なので問題ないかと思いましたが、24 ページの図面で見ている</p>

	<p>だと、24 ページに A タイプと B タイプと建物が建ててありますけど、右下の A タイプの建物の汚水排水については、右側の水路に流すという事で、今確認しましたところ、この右側の水路というのが排水のみの水路という事で、用水にはなっていないという事で、特段問題ないかなと思っております。そういう事で、皆様方からのご質問等ありましたらお受けしますけども、何かご質問ありましたら挙手をお願いします。</p>
山口委員	<p>言葉の意味を聞いてもいいですか。水路のところですよ、言葉が用悪水路とか何とか、どういう言い方するのか分からないけど</p>
事務局	<p>水路の？</p>
山口委員	<p>そうです。これ、どういう意味で、どういう読み方するのか教えていただければ、後の参考になる。</p>
事務局	<p>私もあまり詳しくは知らないんですけど、登記上の地目の名前が、用悪水路に多分なるんだと思うんですよ。用水路であっても、排水路であっても、多分、用悪水路っていう地目があるので、それを書いてあるのかなと思うんですけども。</p>
山口委員	<p>どうして悪って、どういう意味かなと思って。</p>
事務局長	<p>基本事務局が言ったとおりですね。用悪水路となっている。なんで悪いっていう字を使っているかっていうのは、登記上の地目ですので。</p>
山口委員	<p>すみません。気になったものですから。</p>
議長	<p>その他質問、ご意見とかないでしょうか。</p>
福田光宏委員	<p>3 番の福田です。宅地になるのは全く反対とかはないんですけど、家が建ってから、田んぼとかに農薬の駆除をする時に、よそでも、どこでも出ると思うんですけど、私たちはずっと毎日しているんですけど、遅く入ってきた人から、駆除をしてもらっても家に入ってしまうからダメって言われて、もう出来ないようになって、どうにもならない所があると言われたから、そのへんについてはどんなふうに、今からどうして、ずっといっぱい出てくると思うんですよ。その辺は、後から入った人には、一筆書いて、文句は言いませんっていう風にしていかないと、ずっと土地していても、辞めなければならなくなってしまうっていう話を私も大村の人に聞いたんですけど、されないんですよ。その時に、許可を出すときにちゃんとしておけば良かったねっていう話を聞いたものだから。その辺は皆さんたちどんな考えですかなって私思っているんですけど。出してしまえば、後から言われたって、出来ないようになってしまっている。駄目ってあらかしてされんって話をされるから。彼杵では皆</p>

<p>議長</p>	<p>何も言われないうけど。</p> <p>いくらでもありますよね</p> <p>ライスセンターのところもあります。</p> <p>めんかいてもできんごたつとですよ、ほこりがくるって言われるから</p> <p>ライスセンターのところも出来ているじゃないですか。</p> <p>農協のトラックも入るなっても言われるんですよ</p>
<p>福田光宏委員</p>	<p>家が建つのは構わないんだけど、住宅ができるのは、さっきも言ったように。</p> <p>遅く来た人が強くなって、前からしてた方が出来なくて辞めなくちゃいけないって言うから。今からいっぱい出てくるんだから、ある程度の事はちゃんと話を。</p>
<p>下野委員</p>	<p>東町にしているんですけど、うちの近くでも言われているんですよ。保育園から。</p> <p>だから日曜日しか出来ないんですよ。園児が来ない時に。</p>
<p>事務局</p>	<p>転用だけの問題じゃないですからね、そうなる。転用するから、特別それをもろうという話ではないんじゃないかなと思うんですよ。</p>
<p>福田光宏委員</p>	<p>その辺を、いくらか対応を、何にも、農業委員会が許可をしたんだらうって言われるんですよ。そんな事分かっていただらうって言われれば言われるんだからね。その辺は今から話をしておかないと。そのとき予定の話じゃなくて。</p> <p>農業委員会ですらうって言っているんじゃないなくて、頭に入れてもらえれば。</p>
<p>議長</p>	<p>例えばですけど、ここの検討という事になるかもしれないんですけど、総会資料の最後のページの、同意するときの条件っていう所があるんですよ。周りの耕作者の同意を貰わないといけないんですけど、この中にそういう文言を入れられるものか、文言っていうよりも、今までしていたことはしますよっていうような条件をつけた中での取り決め、同意をするっていうような形ぐらいしか、農業委員会としては出来ないのかなとか思ったりもするんですよ。その辺でちょっと見当をしながら、今後の事に関しても、そういう事を考えていかないと、仰る通りですね、</p>
<p>福田光宏委員</p>	<p>ここの蔵本何かは建設、開発業者さんとの契約ですからね。今度の入ってくる人は買って入ってくるんだから。どんなが入ってくるか分からないから。例えば変な人が入ってきたら、</p>
<p>議長</p>	<p>まずはは入り口として、隣接の農家と、農地転用に関しての同意の中で、そういう条件でしていただくという事で進めていって、仰るように、先で違う人が、今度は買った人がいろんな話が出てくる可能性が出てくるんですけども、それはそれで、また違うところで話していかないといけないのかなと、まず農業委員会としては、その農地</p>

	<p>転用の中での同意に、そういう条件を付けていくような方法で検討していくという事で、どうでしょうかね。まずは、そうでしかないのかなと思うんですけども。結構同意の中であるかないかで、意外と、なしでポンポン印鑑を押ししていく、今まではされていたので、やっぱり、そういう条件っていうんですかね。その農家としての条件は付けていってもらわないといけないから、こういう話を出来て、そういう事もわかることもあるからですよ。そういう事を決めていくようにしないといけないかなと思っております。まずはとりあえずその隣接の同意のところで、そういう話で進めていきたいと思っておりますけど、また他にいい案とか、この先になると農業委員会とは関係ない話にもなっていく可能性もあるからですね。その中で条件を付けられるような感じで、あれば一番いいんですけども。まずはちょっとそういう事で、話を進めていきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。他にいい案があればまたいいとも思うんですけど。余所ではこうしているとか、何かないですかね。</p>
山口委員	<p>今度聞いておきましょうか。大村市の農業委員会に甥っ子が入っていて、大村市ではどんな解決の方法をしているか。</p>
事務局長	<p>農振地域やったら絶対それを認めてやらないと駄目でしょうね。農振地域じゃなかったら問題ないでしょうけど、農振地の土地にするんだったら、やっぱり農振っていうのが先に生きらないといけないでしょう。</p>
議長	<p>まずは最後のページの同意の中での条件のところの再検討と、それから他所の農業委員会等の凡例とか、条件とか、そういうしているところもあれば、勉強しながら進めていきたいと思えます。今仰るように、農地を守るために何ができるかっていう事を考えていきたいと思っております。そういうのを含めながら、今回の件に関しまして、またご意見とかありましたらお受けしますけども。今回の件につきましては、業者にもう一度その辺の状況を説明して、承諾いただくという形で進めたいと思えます。その上で皆さんから何か質問等ないようでしたら採決の方に入らせてもらいたいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>それでは、この5条の2番の件に関しまして許可相当という事で認められる方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可する事と県の方へ上達したいと思えます。それでは議事の方は終わりましたので、6番のその他の件という事で、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他の件で、令和5年度最適化活動の目標の設定等で、先日最適化交付金いくら加算で支払いますと通知を差し上げているんですけど、この目標の達成具合によって国</p>

からの交付金額が決定するという事で、毎年度設けないとません。簡単に説明していきますけれども、まず1番の農業委員会の状況という事で、4月1日現在ですね。農業委員会の現在の体制、4年度に改選があったというので、令和4年6月15日から、推進委員さんはちょっと違うんですけども、令和7年6月14日までとなっております。農業委員数は14の14という事で、右側に農地利用最適化推進委員が14の14で、担当地区数が11地区となっております。2番の農家・農地等の概要につきましては、2020年の農林業センサスのデータですので、ほぼそのまま写した内容となっております。一番下耕地面積があるんですけども、1,200haという事で、統計上は1,200haとなっております。台帳上は1,360、1,370とかなんですけども、この面積を使うことになっていますので記載しております。次のページです。次が最適化活動の目標という事で、現状1,200ha、これまでの農地集積面積という事で、基盤強化法あるいは農地中間管理事業を使って今貸し借りをしている所が234ha、率では19.5%となっております。課題としては、中山間地域であるため、狭小地・傾斜地などの条件不利地が多く、集積が難しい。②番の目標ですね。目標年度と集積率については、県下で統一をされているようなので、それに合わせております。令和12年度の82%の集積率です。令和12年までに82%、面積で言うと948haになります。それを暦年で割って、今年度の新規集積面積が単年で107ha、今年度末の累計が341ha、28.4%になるように目標を立てております。(2)遊休農地の解消につきまして、令和4年度の利用状況調査、7月から9月にしていただいた分ですね。直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況という事で、30.6ha最終的に出しました。農業者の高齢化が進み離農等による遊休農地化が進んでいるという事で、目標につきましては、30.6haの5分の1を目標にしてくださいとなっておりますので、解消目標は6.1ha。ちょっと飛ばして下の方ですけども、新規発生遊休農地という事で、令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積が19.8ha、令和3年が20.8ha、新規発生が19.8ha、併せると40.6haになるんですけど、10haぐらいは非農地化したりとか、現地を確認したところ耕作管理をされている所も結構ありましたので、そこは今回消しております。ちなみに緑区分と黄色区分っていうのがあるんですけども、緑区分っていうのが簡単な作業で復旧できる程度の遊休農地。黄色区分っていうのが重機を入れてとか、大規模しないと出来ないよっていうような遊休農地という事です。黄色区分の遊休農地っていうのがほぼ非農地と同意なのかなというところで、全部緑区分とさせていただいております。次3ページですね。新規参入の促進という事で、現状及び課題、2年度3年度4年度の新規参入者という事で、全部拾えてない気もするんですけども、4年度の新規参入が借り受けられた面積1.5haを入れております。課題としては、人口減少が進んでおり、農地も中山間地の条件不利地が多いため、新たな経営体の参入・確保が難しくなっております。目標につきましては、権利移動面積、これの平均を出しまして、その10%を超える面積という事で3.1haですね。これを新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積と、ちょっと難しいんですけど、要は貸してもいいよっていう所が3.1ha公表できればいいという風になっております。これについてはさっき言った遊休農地の判定をしていただいたところの

	<p>方には意向調査を発出しています。その回答で中間管理機構を使いますっていう回答があった場合、対象となりますので 3.1ha を超えれば目標達成となります。2 番最適化活動の活動目標という事で、推進委員等、農業委員さんを含んでいるんですけど、最適化活動を行う日数目標ですね。これが再三言っております、1 人当たりの活動が月 10 日となっております。活動強化月間の設定という事で、最低 3 回という目標があるらしくて、最低限の 3 回を目標としております。8 月 9 月に遊休農地の解消という事で、利用状況調査をしていただきますので、その時に再生不能な農地の非農地化をすすめると共に、遊休農地化しそうな圃場は耕作者等の意向を把握するという風にしております。それで 12 月が利用意向調査や非農地通知に対する農家の質疑に対応し、適切な処理について説明するというような強化月間を設けてあります。新規参入相談会への参加、こちらは最低 2 回を目標にしてくださいという事ですので、8 月と 1 月、お盆と正月にある想定ですね。役場で、もし来れば委員さんにもアドバイスの立場で来ていただいて、話し合いに参加していただければなという事で目標にしております。基本的には必要な事項を最低限挙げているという事で、この目標に対して達成を目指します。たちまち皆さんには、10 日間の活動と、後は農地の貸し借りとかの話があれば、こちらに連絡をいただいて、取りまとめて進めていくというところになるのかなと思います。何かご質問があるでしょうか。最低限目標なので、増やす分には問題ないかなと思うんですけども。例えば強化月間を 4 回 5 回するとかですね。そういう事も出来はするんですけども。特に何もありませんかね。</p>
森武敏委員	<p>2 番の森ですけど、去年度分ですよ、活動の設定をされましたけど、その時の数字とどう変わったのかですね。理想的に目標自体は達成したのかしていないのか、その辺を教えてください。</p>
事務局	<p>変わったところはあるんですけども、最終的な実績の取りまとめはまだ完了してなくて。活動日誌も今 3 月分もまだ皆さんに出していただけていないですし、集積率もおそらく年度末でまた集計をかけないといけないという事で、特別、令和 4 年度の交付金に関しては、半年で、目標の半分の達成率で計算してくださいという内容になっていたんで、年度区切りで基本的には進んでいくという事で、最終的な実績が出たら皆さんにお伝えしようかなとは思っております。ちなみに今わかるのは、集積面積については 20ha くらい増えていました。後は遊休農地が前が 20.8ha で、10ha 程度は解消した、非農地化を含めてですね。もう遊休農地ではなくなったという内容。あとは中間管理を利用したいっていう人が結構遊休農地の回答でありました。10 日の活動は人によりけりですけども、6 割 7 割ぐらいの方は達成されていたかなと思います。新規就農の相談会については、参加をちょっとしてないというのが正直なところですね。あと強化月間については、8 月 9 月に利用状況調査をしていただいたという事で、2 回は確実です。また、まとまったらお渡ししたいと思いますので、何かよろしいでしょうかね。</p>

議長	<p>なかなか色々ですね、上から数的に%とかで出せと言ってくるものですから、こういう感じになるんですけど。事務局が言うように端的にできるのは現地確認、ちょっと畑に行っただけでも確認はできる訳ですので、そこはちょっと書いていただければ良いかなと思います。後の事につきましては、遊休農地になったところには事務局の方より通知がいておりますけども、なかなか本人さん達は忙しくて、そのままにしてらっしゃったりする方もいらっしゃったりするんで、せめて何か反応をしないと、今から色々、国的にも、厳しいペナルティが課せられる可能性もあるので、とりあえず返事をしてくださいという事で、自分で管理されている方は自分で管理することによってよろしいんですけども、管理できない人はちょっと貸したいというところに○を付けて出していただければ非常にいいのかなと、そういう地域での指導っていいですか、そこらへんを教えていただければ助かるかなと。本人さん達もどうしようかなってしている人もいらっしゃると思いますから、ぜひその辺は話があった時にはそういう話をしていただければと思います。</p>
事務局長	<p>私の方から1点なんですけど、1月の総会だったと思うんですけど、農地取得についての下限面積が撤廃されますよって、4月1日からですね。それを3月の総会までに事務処理の基準等が準備できるんじゃないかとお伝えしていたんですけども、先日水曜に、県央地域の農業委員会の協議会の総会があったんですけど、その時に県の農業会議の事務局長に聞きましたら、まだ国の方が作ってない、出来上がってないと、大分詰めの段階まで来ているけどまだ出来上がっていないという事だったんです。今回まだお話しすることができません。午前中、お昼前だったんですけど、県の農業会議の事務局長からメールが来まして、30日にオンラインで説明会をするっていう事だったんですけど、それもどういった内容になるのかはまだ分かりません。ですけども4月1日から法律が動き出しますので、来月の総会の時に、ひよっとすれば10ha、20haの農地の取得っていうのが出てくるかもしれません。その時に、ぶっつけ本番みたいな感じでなるかもしれませんけども、遅くとも4月中には、配ろうと思っておりますので、皆さんにご周知したいと思います。以上です。</p>
議長	<p>またいろいろ進展とか、新しい情報が入った時にはすぐ皆さんにもお伝えしたいと思っております。何か今まででこう、ご質問とかご意見とか、また何かありましたらお願いしたいと思いますけど。</p>
森武敏委員	<p>2番の森です。12月か11月か、事務局の方から、各この夏場に調査した結果を、地目変更と遊休農地についての、各農業者の方に届いたかと思うんですけど、その中で、私が聞いた話で、明らかに山林か、原野ですか。というところが、去年は来なかったと。また今年今度きたというところが、問われたものですから、そういう出し方をされているのか、その前回の時に一遍に出されなかったのかなと、私が聞かれた時、年数で色々分かれていっているんでしょからって話したんですけど。その辺はどうなのかなと思って。明らかに、見るからに、税務？が今年きたっていう、去年すれば良</p>

事務局	<p>かったのに、なんでまたくれなかったのかっていう話を言われたものだから、そういう所はどうなっているのかなと。私もたまたま昨年地目変更したんですね。地目変更したんですけども、私の方から言って変えてもらったっていうようなのがあったものだから、なかなか難しい部分もあるかなと思うんですけども、畑とか全くしてない所とかですよ、ずっとその状態になっているから、そいか、地目変更、原野、山林なりするような方法が早いので、中にはですよ、そういう関係は難しい部分もあるかなというのもあるんですけど、ちょっと聞かれた時もあったもんですから。</p> <p>簡単に言うと、漏れなんですけれども、令和3年度は、ものすごい数の非農地にしたんですね。それまで山だったけど通知は出してないっていう所が結構いっぱいあったもので、トータル250haぐらい出しているんですよ。非農地通知を。その時に全部航空写真とかでチェックしたりとかしてるんですけども、利用状況調査の結果で、基本原野・山林って出た所に対してが非農地通知を出せるものですね。まずはそこベースでして、その調査対象自体から漏れているのが結構あったんですよ。その部分は今年度また調査してもらって、やっぱり山林原野だったという事で。そこは年度をちょっと跨いでるんですけども、今年度出しているという事です。本当は一辺に出せたら1番いいんですが、やっぱり作業が追いつかない所もあります。3,4年である程度非農地みたいなのが消えてくれればいいなという気持ちがあって、あとは多分、農振農用地とかそういう絡みとかもあって、出すか出さないかっていうのをちょっと悩むようなところもあるんですね。そこについては周りの状況とか、皆さんの判定をいろいろ確認しながら考えさせていただいたりしているものですね。おおむね減ったんじゃないかなと、この2年度でですね。まだまだ調べるところはあるんですけど、1年2年経てばどんどん荒れていくところもありますし、そういうタイミングのずれが出てくるかもしれないけど、随時処理をしていただけないか、農家さんをお願いするしかないのかなという状況です。</p>
議長	他に質問ないでしょうか。
山口委員	<p>6番の山口です。さっきの森さんに関連して、最初に農業委員になった時、前の方の判定の仕方で、ちょっと住人さんからクレームがあったんですよ。事務局の方が言ったようにですね。本人、しられている方がですね。見方とか、いろいろあってですね。特に委員の方が変わられた時に、そういうちょっと問題が出たりすることがあります。それと保全管理農地が各部落にあると思うんですけど、それを冬にされる方と夏にされる方と、ちょっと期間が変わるんで、8月に皆さん調査をされますけど、8月に荒れていても、ちょっと草が枯れた方が草払いとか出来やすいので、その時にされる方がいるんですよ。だから今年も夏に荒れていたよなっていう所が今時分見に行かれたら綺麗に作業が出来ているっていう農地が、木場の方にも結構あるんですよ。やっぱそういうのを見てから次の夏の判断で保全管理って事でもらわないと、地主の方がしているって言われる事もあるんですよ。注意しながらされた方がトラブルのも</p>

議長	<p>とにならないと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。その他ないようでしたら終わりたいと思いますが、何もないですかね。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>次回の総会予定日が、4月25日火曜日という事で、かなりお茶関係者の方の欠席が見込まれると思います。申し訳ございませんが、25日でよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日の総会大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>